

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

山梨県地域医療構想に定める峡南構想区域のうち早川町、身延町及び南部町の区域(以下「峡南南部地域」という。)

2 参加法人等

参加法人等の名称	備考(参加病院等)
身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	飯富病院
公益財団法人身延山病院	身延山病院
南部町	南部町国民健康保険診療所 南部町万沢診療所
早川町	
身延町	

3 理念・運営方針

【理念】 当法人は、飯富病院、身延山病院、南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の将来的な統合再編を念頭に、参加病院等相互間の機能の分担、業務の連携等を推進し、峡南南部地域における効率的で持続可能な医療提供体制を確保していく。

【運営方針】 上記理念を実現するため、「飯富病院、身延山病院及び南部町国保診療所の医療連携に関する基本協定(令和6年2月14日締結)」の内容を取組みの指針として、参加病院等が相互に連携し、業務を推進していく。

《取組みの指針》

①「地域完結型医療」の実現を目指す

- ・急性期から回復期、慢性期又は在宅医療に至るまで、必要な医療が切れ目なく安定的に提供できるよう、人材を含めた地域の医療資源を地域全体で最大限かつ効率的に活用する。

②「地域完結型医療」の実現のため、次の視点を持って医療連携を進める。

視点1：参加病院等の役割分担を推進する

- ・参加病院等の特色(強み)を活かした医療を相互に補完し提供する。
- ・飯富病院と身延山病院の類似する機能の集約、分化を図る。

視点2：経営の安定性を確保する

- ・ 情報共有、技術研鑽を通じ、医療水準の向上を図る。
- ・ 人材の確保、人事交流を通じ、人材の効率的な活用を進める。
- ・ 業務の統一等を通じ、業務の効率化を図る。
- ・ 医療需要に合わせながら、病院の機能や規模の適正化を図る。

③医療連携の安定性、継続性を確保する

- ・ 飯富病院、身延山病院及び南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の統合再編へ向け、経営形態の見直し、その他環境の整備を進める。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

①診療連携に関すること

医療資源の有効活用と診療体制の統一

- ・ 参加病院等が有する医療機能を活用し、又は相互に補完して診療支援を行う。
- ・ 在籍出向の仕組みなどを活用し、医師、看護師等医療スタッフの相互活用を推進するとともに、診療業務に係る手順の違い等を把握し、その統一化を検討する。

②人材交流及び育成に関すること

参加病院等のスタッフの一体感の醸成と能力向上

- ・ 部門別、階層別などの相互交流を行い、それぞれの業務における相違や課題を把握し、その解決策を検討する。
- ・ 共通プログラムによる研修を実施する。

③医薬品等の共同購入の調整に関すること

医薬品等の調達に係る業務の効率化と経費節減手段の確立

- ・ 医薬品、診療材料及び医療消耗品等の調達手段として、共同購入の方法について検討し、実践し、改善する。

④その他連携推進に関すること

医療連携の推進及び統合再編に向けた機運の醸成

- ・ 医療連携推進業務の取組み状況について、各種媒体を活用し、参加病院等のスタッフ、地域の医療機関等へ向けて情報発信する。

新医療機関の設立準備支援

- ・参加病院等の機能分担のあり方等、統合再編後の新医療機関の基本構想を作成する。
- ・新医療機関に必要なスキルを持った人材を配置するため、参加病院等のスタッフ採用計画について調整を行う。
- ・新医療機関に必要な医療用資機材等の調達計画について調整を行う。
- ・各種業務マニュアルや基準を統一し、又は新規に策定する。
- ・既存業務システムを連動させるためのネットワークを構築する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項 該当なし。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人等、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。